

# 市民税・都民税

**[ 申告受付期間 ] 2月16日(火)~3月15日(月)**

まもなく市民税・都民税の申告の受け付けが始まります。申告受付会場の混雑緩和にご協力をお願いします。

課税課市民税係・内線1206



2月11日(木・祝)は設備点検のため、施設予約システムを導入している施設の窓口での本申請手続き等が利用できません。問各施設、または生涯学習推進センター(527)5757から開会

## 市民税・都民税の申告は郵送での提出にご協力ください



〒190-8666〔住所記入不要〕  
立川市役所 課税課市民税係 宛

申告窓口は大変混み合います。密集を避けるため、郵送での提出にご協力をお願いします。来庁して申告書を提出する方は、医療費控除の明細書や営業等の明細書を事前に作成してご来庁ください。また、市ホームページに混雑予想を掲載していますので、混雑時間帯を避けてご来庁ください。

## 市民税・都民税申告受付窓口

できるだけ少人数でお越しください。

受付場所	受付日	受付時間
市役所1階 101会議室	2月16日(火)~3月15日(月) 〔土曜・日曜日、祝日を除く〕	午前9時~ 午後4時
滝ノ上会館	2月19日(金)	午前9時30分~ 午後3時
子ども未来センター	2月21日(日)	
こぶし会館	2月24日(水)	
若葉会館	2月25日(木)	
西砂学習館	2月28日(日)	

## 市民税・都民税の申告に必要なもの

- ①申告書と印鑑
- ②令和2年中の所得と控除に関する書類
  - ▶給与収入・公的年金収入のある方は源泉徴収票、それ以外の所得のある方は収入金額や必要経費が分かる帳簿など
  - ▶国民年金保険料や生命保険料等の控除証明書、社会保険料・寄附金等の領収書、医療費控除の明細書(医療費控除は領収書での控除適用はできません)、セルフメディケーション税制の適用を受ける場合は健康診断の結果通知など
  - ▶障害者控除の適用を受ける方は障害者手帳、愛の手帳、障害者控除対象者認定書など
- ③本人確認書類
  - ▶マイナンバーカード〔お持ちでない方は、番号確認書類+身元確認書類(運転免許証等)〕

## 申告が必要ない方

次の方は申告の必要はありません

- ①令和2年分所得税の確定申告書を税務署に提出する方
  - ②令和2年中の収入が給与のみで、勤務先から立川市に給与支払報告書の提出があり、控除等の追加がない方(提出されているか不明な場合、勤務先の給与担当者に確認してください)
  - ③令和2年中の収入が公的年金等のみ(遺族・障害年金等非課税の年金を除く)で、控除等の追加がない方
  - ④同居の親族に扶養されている方
- ただし、上場株式等の配当所得、譲渡所得について、確定申告と異なる課税方式を選択する方は、その旨を記載した市民税・都民税申告書と付票を、当該年度の納税通知書が送達される日までに、市役所へ提出してください。

## 市議会定例会(2月18日から開会)

令和3年第1回市議会定例会が、2月18日(木)~3月22日(月)の会期で開かれます。

日程は▼2月18日(木)▶本会議(請願・陳情の付託、議案審議、予算提案説明など)▼24日(水)▶本会議(代表質問、予算特別委員会設置・付託など)▼26日(金)、3月1日(月)・2日(火)▶本会議(一般質問)▼3日(水)▶総務委員会▼4日(木)▶厚生産業委員会▼5日(金)▶環境建設委員会▼8日(月)▶文教委員会▼9日(火)▶議会改革特別委員会▼11日(木)・12日(金)、15日(月)~17日(水)▶予算特別委員会▼19日(金)▶議会運営委員会▼22日(月)▶本会議(議案審議など)の予定です。

傍聴については議会事務局へお問い合わせください。

議会事務局・内線3322

## 保険料年金天引きのお知らせを郵送

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料が4月~8月に年金天引きになる方に、「令和3年度保険料仮徴収開始のお知らせ」を郵送します。対象は次のとおり。

### ●国民健康保険料

▼新たに年金天引きになる方  
▶令和2年4月2日~10月1日に65歳になった国民健康保険の被保険者の方や、令和2年4月2日~10月1

日に転入等により新たに立川市国民健康保険の被保険者になった65歳以上の方などで、保険料の天引きが可能な年金を受給している方▼引き続き年金天引きになる方▶国民健康保険料が現在年金天引きとなっている方で、年金天引きを中止する申請をしていない方

●後期高齢者医療保険料  
▶新たに年金天引きになる方▶令和2年4月2日~10月1日に75歳になった被保険者の方や、令和2年4月2日~10月1日に転入した75歳以上の方などで、保険料の天引きが可能な年金を受給している方(現在口座振替されている方を除く)。なお、現在年金天引きになっている方で、年金天引きを中止する申請をしていない方には、仮徴収開始のお知らせは郵送しませんが、引き続き年金天引きとなります。



国民健康保険料▶内線1416▼後期高齢者医療保険料▶内線1406

## 《お詫びと訂正》

1月25日号3面「市民税・都民税、所得税 申告の準備は済みですか」の記事に、一部誤りがありました。「医療費控除の申告が変わります」の記事中、「医療費控除の申請には医療費明細書の添付が必要です」とあるのは、「医療費控除の申請には医療費控除の明細書の添付が必要です」の誤りです。お詫びして訂正します。